

JIS

片口金蛍光ランプー第 1 部：安全仕様

JIS C 7618-1 : 2017

(JLMA/JSA)

平成 29 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	IEC/ACTAD エキスパート (株式会社東芝)
	加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	木戸 啓人	電気事業連合会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)
	山田 美佐子	千葉県消費者センター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.3.20 改正：平成 29.2.20

官 報 公 示：平成 29.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 安全要求事項	4
4.1 一般	4
4.2 表示	5
4.3 口金の機械的要求事項	5
4.4 絶縁抵抗	6
4.5 耐電圧	6
4.6 充電部の露出	6
4.7 耐熱性及び耐燃焼性	6
4.8 口金の沿面距離	7
4.9 ランプの口金温度上昇	7
4.10 雑音防止用コンデンサ	8
4.11 紫外放射	9
4.12 照明器具設計のための指針	9
4.13 安定器設計のための指針	9
4.14 ランプ受金設計のための指針	9
5 評価（不採用）	9
附属書 A（規定）口金の構造及び接合に関する評価試験	10
附属書 B（規定）最大口金温度上昇値及びその測定方法	12
附属書 C（参考）照明器具設計のための指針	16
附属書 D（規定）設計試作時試験（検査）の判定条件（不採用）	18
附属書 E（規定）ピン・電極結線図	19
附属書 F（規定）通常及び異常ランプ点灯でのランプの非互換性のための要求事項	21
附属書 G（規定）加熱試験の温度	23
附属書 H（参考）安定器設計のための指針	24
附属書 I（参考）ランプ受金設計のための指針	25
附属書 JA（規定）包装の表示	27
附属書 JB（参考）評価	29
附属書 JC（参考）JIS と対応国際規格との対比表	31
解 説	33

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 7618-1:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 7618 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 7618-1 第 1 部：安全仕様

JIS C 7618-2 第 2 部：性能仕様

片口金蛍光ランプ—第 1 部：安全仕様

Single-capped fluorescent lamps—Part 1: Safety specifications

序文

この規格は、2011 年に第 3 版として発行された **IEC 61199**, Amendment 1 (2012) 及び Amendment 2 (2014) を基とし、一部我が国の実状に適合させるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JC** に示す。また、**附属書 JA** 及び**附属書 JB** は対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、一般照明用片口金蛍光ランプの安全要求事項について規定する。対象は、**表 1** の口金をもつ全ての種別のランプとする。

この規格の光生物学的安全性の規定部分は、**JIS C 7550** 及び **IEC/TR 62471-2** に従い適用する。

また、この規格の蛍光ランプの青色光及び赤外放射の傷害は、表示を要求される基準を下回る。

この規格に該当するランプは、供給電圧が定格電圧の 90 %～110 % の範囲で、**JIS C 8105-1** に適合する照明器具内で、**JIS C 8147-2-3** 又は **JIS C 8147-2-8** に適合する安定器 (もし使用する場合) 及び **JIS C 7619** に適合する蛍光ランプ用グロースタータで動作されるときに安全に点灯することを期待されている。

注記 1 この規格は、安全性についての合否判定だけを規定するもので、光束、光源色、始動特性、電気特性及び寿命特性については規定していない (**JIS C 7618-2** 参照)。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61199:2011, Single-capped fluorescent lamps—Safety specifications, Amendment 1:2012 及び
Amendment 2:2014 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号 “MOD” は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している” ことを示す。